

○佐久市社会教育委員条例

平成17年4月1日条例第201号

佐久市社会教育委員条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、佐久市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(定数)

第2条 委員の定数は、10人とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解嘱)

第4条 佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

○佐久市社会教育委員会議運営規則

平成17年4月1日教育委員会規則第22号

佐久市社会教育委員会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市社会教育委員条例(平成17年佐久市条例第201号)に基づく社会教育委員(以下「委員」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 会議に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員長及び副委員長の任期)

第3条 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会議を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 会議は、委員長が必要と認めるときに招集する。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

第6条 委員長及び副委員長がともに欠けたときは、第4条の規定にかかわらず、佐久市教育長が会議を招集する。

(会議の定足数及び議決)

第7条 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数の同意によりこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。